

# 第4章

---

## 計画の推進体制



## 第4章 計画の推進体制

### 1 市の推進組織

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指すため、土浦市人権施策推進会議を中心に関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

### 2 国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

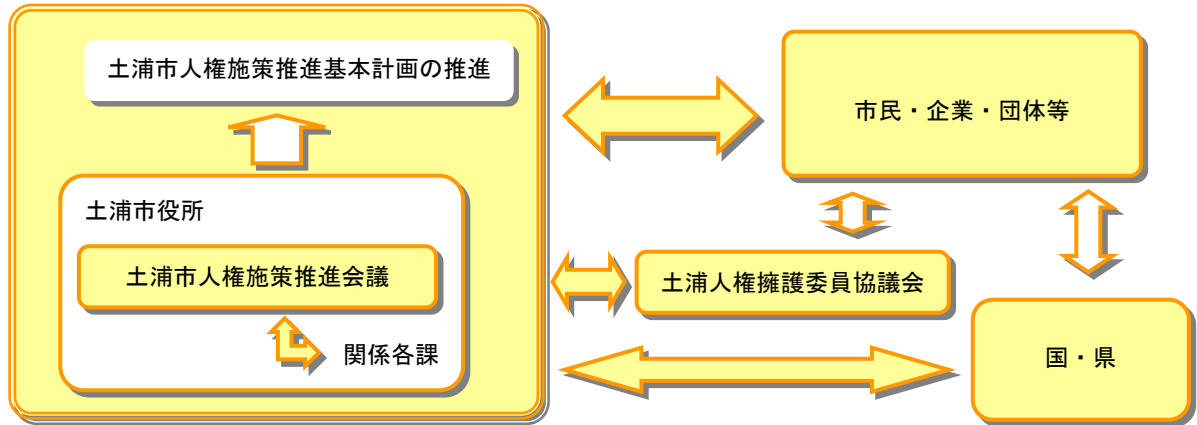
このため、法務局の人権擁護担当部署や土浦人権擁護委員協議会とともに人権啓発活動に関わる機関と連携、協力し、人権啓発活動を推進します。

また、県と連携を図りながら人権教育及び人権啓発に関する情報提供や取組を推進します。

### 3 市民・団体等との連携

人権施策の推進は、行政だけではなく市民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア団体等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図るとともに、各種団体で行われる人権推進活動を市報等により広報して、他の団体への情報提供を行い、幅広い参加を促進するなどにより、人権が尊重される社会の実現に努めます。

## ○推進体制図



### 「人権デー」と「人権週間」

国連は、昭和25(1950)年12月4日の第5回総会において、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」と決めました。

また、我が国は、昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。